

認可保育所等を利用していない児童の保護者が、
新2号または新3号認定を受け、施設等利用給付
対象施設を利用した場合は、当該利用料が無償化
(月額上限額あり) されます。

認定を受けるためには、右記のQRコードから申請
手続を行ってください。

(※申請日から遡っての認定はできません。)

新2・3号認定申請はこちらから▼



【提出期日】

■新年度入園の場合 → 2月末日まで

■年度途中入園の場合 → 入園日(認定希望開始日)まで

■認定の変更や更新の場合

→随時、各種変更フォームよりご提出ください。

(15日までの提出で翌月1日からの変更、

16日以降の提出で翌々月1日からの変更となります。)

認可保育施設を
申請していない方
のみ要申請



無償化対象事業

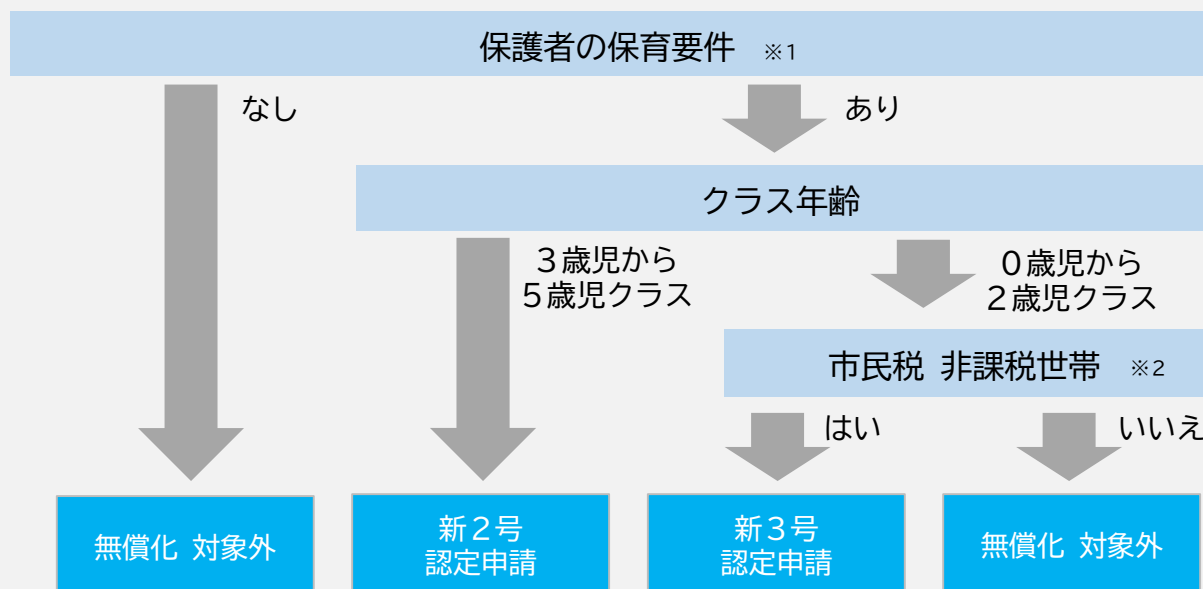
- ① 認可外保育施設 (ベビーシッターを含む。)
- ② 一時預かり事業
- ③ 病児保育事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業

※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県又は市町村に
届出を行い、国が定める基準を満たす必要があります。

無償化の内容

対象者	利用料等 上限
新2号認定 (3歳～5歳児クラスの子ども)	月額40,300円まで
新3号認定 (0歳～2歳児クラスの市民税 非課税世帯の子ども)	月額45,700円まで

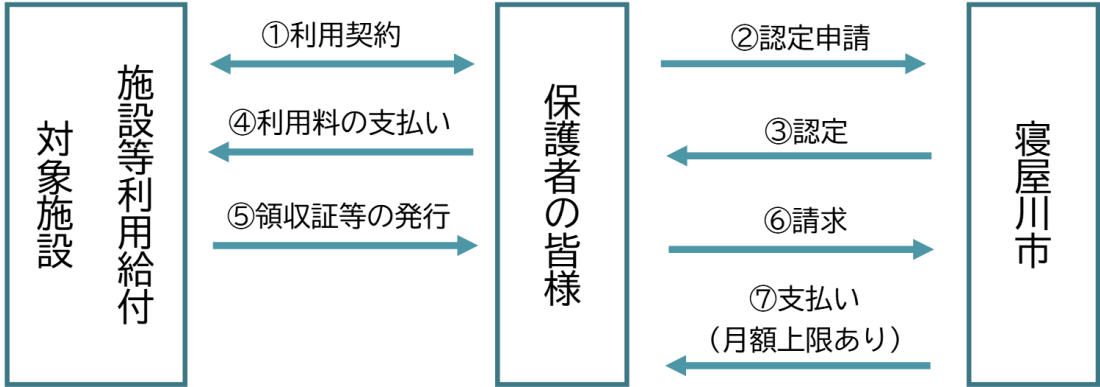
認定の区分 ※該当する区分を確認の上、手続きしてください。



※1 保育要件とは、家庭において必要な保育を受けることが困難な理由です。詳細については、裏面を参照してください。

※2 非課税とは4月分から8月分は前年度市民税額、9月分から3月分は現年度市民税額を基に判定します。

基本的な手続きのイメージ



- ※ 保育の必要性の認定を受けていない場合は、寝屋川市への申請が必要です。
- ※ 施設によって、手続き方法が異なる場合があります。
- ※ 無償化の対象は利用料のみとなります。
通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者負担となりますので、御注意ください。

保育要件

保育認定の事由	保育認定事由の要件	確認書類
就労	月64時間以上、就労している場合(休憩時間除く)	寝屋川市所定の就労証明書 (発行から3か月以内のもの) ※内職の場合は就労証明書と給料明細(2万円以上)の写し
妊娠・出産	妊娠中、出産後間もない場合 (出産予定日の8週間前から8週後の属する月の月末)	出産予定の子どもの母子健康手帳の写し(1・4ページ)
疾病・負傷・障害	保護者に疾病、負傷、障害がある場合	医師の診断書※病院の様式で可、障害者手帳の写し
介護・看護	同居の親族を常時介護又は看護している場合	医師の診断書※病院の様式で可、障害者手帳の写し、療育施設の在園証明書等
災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合	り災証明書等
求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	寝屋川市所定の求職活動状況申立書と求職活動を行っていることがわかる書類
就学	月64時間以上、就学している場合(休憩時間除く)	在学証明書とカリキュラム

申請に準備いただくもの ※申請日から遡っての認定はできません。

- ☑ 保育要件の確認書類(保護者全員分)
- ☑ 申請者の本人確認ができるものの写し
運転免許証、マイナンバーカード(表面)など

※顔写真のあるものは1点、写真のないものは2点
※資格確認書・医療証を添付される場合は、保険者番号、被保険者等記号・番号をマスキングしてください。
※個人番号が確認できるものは申請フォームにアップロードしないでください。

【お問合せ先】 担当：寝屋川市こども部保育課 電話：072 - 800 - 7087 (直通)